

議案第35号資料

◆上尾市図書館規則（平成18年上尾市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第8条 個人で図書館資料の館外利用をしようとする者は、住所、身分等を証明する書類（前条ただし書の規定により館外利用を認められた者については、館長の指示した書類）を提示し、利用申込書（第1号様式）を館長に提出し、<u>利用カード（第2号様式）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>2 利用カードを有する者は、利用カードを紛失した場合又は記載事項に変更があった場合は、速やかに館長に届けなければならない。</p> <p>3 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。</p>	<p>第8条 個人で図書館資料の館外利用をしようとする者は、住所、身分等を証明する書類（前条ただし書の規定により館外利用を認められた者については、館長の指示した書類）を提示し、利用申込書（第1号様式）を館長に提出し、<u>利用カード（第2号様式。利用申込者が小学生以下の者であるときその他館長が認めるときにあっては、第2号様式の2）</u>の交付を受けなければならない。</p> <p>2 利用カードを有する者は、利用カードを紛失した場合又は記載事項に変更があった場合は、速やかに館長に届けなければならない。</p> <p>3 利用カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。</p>